

# 福岡県公報

令和二年二月十八日  
第七十九号  
増刊 ①

## 目次

### 規則 (第二号・第三号)

○福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………一

○福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則 (文化振興課) ……………八

## 規則

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年二月十八日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(免許の申請)

**第三条** 法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、様式第一号による免許申請書(本条及び次条において単に「免許申請書」という。)に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合において、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第十五条第一項の規定により同項第一号から第四号までに掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書

類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号又は第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証する書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 法第四条第四項第二号から第四号までに該当する者にあつては、様式第一号の二による建築実務の経験を記載した書類(以下「実務経歴書」という。)及び様式第一号の三による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類(以下「実務経歴証明書」という。)

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下第六条及び第七条において同じ。)を貼付しなければならない。

第十一条の三中「次項」を「本条」に、「同項」を「第三条第一項及び第二項」に改め、「指定登録機関」との下に、「第三条第一項第四号中「実務経歴書」とあるのは「実務経歴書(様式は、様式第一号の二に準じて指定登録機関が定めるものとする。)」と、「実務経歴証明書」とあるのは「実務経歴証明書(様式は、様式第一号の三に

準じて指定登録機関が定めるものとする。」とを加える。

第十三条第一項中「その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）」に、「二回まで」を「四回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合において、三回）」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に、同項第一号中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「第十五条第三号に該当する者」に改め、同項第一号又は第二号を「第十五条第二号に該当する者」のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第一号に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 知事が別に定める法第十五条第二号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

第十五条第一項第四号中「三センチメートル」を「三・五センチメートル」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第十五条第三号に該当する者にあつては、第三条第一項第四号に規定する書類第十五条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号から第四号まで」に改める。

第十七条の八第二項中「合格者一覧表」の下に、「第十五条第二項の受験申込書及び同条第一項に掲げる書類」を加え、同条第三項中「第二十七条第三項」の下に「及び第三十条第二項」を加える。

第三十条第一項第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に当該情報が記録されるもの  
二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法  
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

## 二級 木造 建築士免許申請書(第一面)

私は、<sup>二級</sup>木造 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しに加え、その他必要な書類を添え、申請します。

私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

福岡県知事 殿

氏 名

( 署 名 )

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	性 別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
本 籍				写真 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
現 住 所	〒			
試 験	二級 建築士試験の合格時期 木造		年	
	合格年月日	年 月 日	合格番号	第 号
登録申請区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務 <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴により申請する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	/
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴+実務により申請する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 実務により申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計		/	/
	年 月			
4 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(第二面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 <span style="float: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></span> あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 <span style="float: right;">年 月 日</span>								
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 <span style="float: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></span> あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 <span style="float: right;">年 月 日</span>								
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <span style="float: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></span> あるときは、その日 <span style="float: right;">年 月 日</span>								
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <span style="float: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></span> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止期間 <span style="float: right;">年 月 日から 年 月 日まで</span>								
	5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 <span style="float: right;">はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/></span>								
※ 審 査	免 許 証 行	名 簿 登 録	副 申 審 査	欠 格 審 査	合 格 者	名 簿 照 合	住 民 票	領 収 証 紙	※県土整備事務所記載欄  責任者(職氏名) <span style="float: right;">印</span>
※登録番号					※登録年月日		年 月 日		※県土整備事務所受付番号

(注) 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、口のある欄は該当する口の中にレ印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。  
2 外国籍の者は、市町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む)。(原本)を添付すること。

様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

実務経歴書

私は、二級建築士又は木造建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名

(署名)

福岡県知事 殿

勤務先等				
勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位・職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第1条の2)	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			

[記入上の注意] この実務経歴書は、勤務先 (自営業を含む。) ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

様式第1号の3 (第3条関係)

## 実務経歴証明書

年 月 日

福岡県知事 殿

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した二級建築士又は木造建築士の免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

## 記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計 年 月

建築実務の内容

## 備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ること。

様式第四号及び様式第五号中「はりつけて」を「貼りつけて」に、「はりつけた」を「貼つけた」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）  
（第三条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の免許の申請については、なお従前の例による。）  
3 改正後の規則第十三条の規定にかかわらず、この規則の施行日前に行われた直近二回の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者の学科の試験の免除については、なお従前の例による。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年二月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

区	分		単	位	料	金
	一般	大学生等				
常設展示	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき			七〇〇円
特別展示						三五〇円

別表第二の一中備考四を削り、備考五を備考四とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。